

佐賀県告示第 233 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は県税条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例（平成 16 年佐賀県条例第 30 号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、当該期限が令和 2 年 7 月 4 日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割（県税条例第 113 条の 2 第 6 項及び第 113 条の 3 を含む。）、狩猟税及び地方税法附則第 29 条の 9 の規定により県が賦課徴収する軽自動車税の環境性能割を除き、当該期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 2 年 9 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村及び五木村、八代市坂本町並びに葦北郡芦北町